

さいたま市告示第488号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の設置について、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人

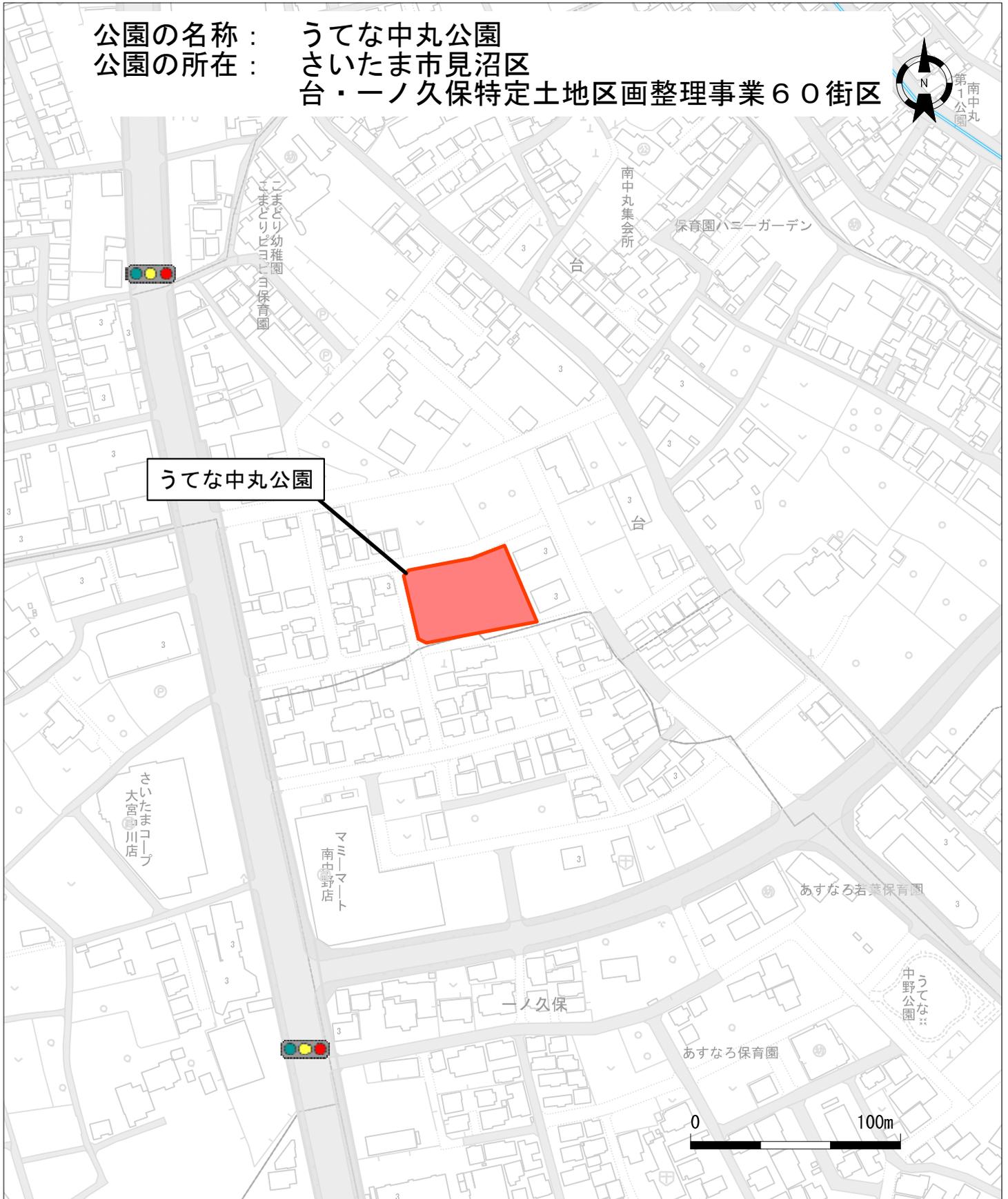
1 設置する公園

番号	名称	位置（面積）	区域	供用開始の期日
1	うてな中丸公園	さいたま市見沼区 台・一ノ久保特定土地 区画整理事業 60街区 （面積0.21ha）	別添図面 のとおり	令和8年3月24日
2	大和田みなみ公園	さいたま市見沼区 大和田特定土地 区画整理事業 121街区 （面積0.13ha）	別添図面 のとおり	令和8年3月24日

案内図

1/2500

公園の名称 : うてな中丸公園
公園の所在 : さいたま市見沼区
台・一ノ久保特定土地区画整理事業60街区



案内図

1/2500

公園の名称 : 大和田みなみ公園
公園の所在 : さいたま市見沼区大和田特定
土地区画整理事業121街区



大和田みなみ公園

大和田公園通り

さいたま市見沼区大和田特定
土地区画整理事業121街区

大和田駅入口

0 100m